

南山新城碑の調査報告

篠原啓方

Research on Namsansinseong-bi in Gyeongju

SHINOHARA Hirokata

This paper examines a group of six-century steles from the Silla kingdom known as the Namsansinseong-bi, providing textual analysis and an examination of the degree of standardization and nature of the orthography utilized in steles Nos. 4-8 and No.10. As a result, it is concluded that these steles do not conform to a strict standardization, that different calligraphers provided the original lettering for each of the steles, and that it is highly probable that a two-stage process was employed for making inscriptions in which the calligraphy was written directly on the face of the stone with a brush and then carved into it. It is also believed that the people involved in this process were those who appear in the stele texts, in other words, members of the various groups providing the labor for the construction of the Namsansinseong.

はじめに

南山新城碑（以下「新城碑」と略称）は、朝鮮半島が日本の植民地下にあった1934年、慶州郡（現大韓民国慶尚北道慶州市）において、大坂金太郎と崔南柱によって発見された新羅碑であり、またその後見つかった類似の内容を持つ碑の総称である。名称は碑文が「南山新城」の築造に関する内容であることに由来し¹⁾、この南山新城とは慶州南山の北部山中にある南山新城（南山城）²⁾であることが確実視されている³⁾。碑文の年代は、冒頭に見える「辛亥年」が、『三国史記』に見える南山城の築造記事（辛亥年=591年）⁴⁾と一致することから、591年とされている。

さらにいわゆる解放（1945年8月15日）の後、1956年、1960年に相次いで南山周辺で碑が発見され、築造時の誓約、担当者名、担当者の作業距離などの記載が新城碑と共通することが明らかになり⁵⁾、発見された順に第1碑、第2碑、第3碑と命名された。その後も新城碑の発見は続き、現在は碑片を含め10基（第1～10碑と呼称）が報告されている。

新城碑については韓国において多くの研究が蓄積されており⁶⁾、日本でも釈文や内容の検討が進められてきた⁷⁾。それらは主に力役動員や地方支配のあり方に関するものであるが、筆者はそ

1) 大坂金太郎「慶州に於て新たに発見せられたる南山新城碑」（『朝鮮』235号、1934）

2) 20世紀まで南山城の名で呼び習わされており、同名で国家史蹟（第22号）に指定されていたが、同碑文に基づき、2011年に南山新城と名称が変更された。

3) 後に第7碑（発見当時は第8碑と呼称）が城内で、第8碑（発見当時は第9碑）が北門址で、第9碑（現在の第9碑）が城壁付近でそれぞれ見つかった点も有力な根拠である。

4) 『三国史記』卷4、真平王13年。「秋七月、築南山城、周二千八百五十四歩」

5) 秦弘燮「新発見 南山新城碑 小考」（『歴史学報』13、歴史学会、1960）

6) 新城碑文の内容について言及した論著は数十にのぼり、ここですべてを挙げるのは煩雑になるため、管見の限りで、釈文を示した論著や新城碑文の専論を挙げるにとどめておく。

秦弘燮「南山新城碑의 綜合的考察」（『歴史学報』26、歴史学会、1965）。李鍾旭「南山新城碑를 通하여 본 新羅의 地方統治体制」（『歴史学報』64、歴史学会、1974）。金昌鎬「新羅中古 金石文의 人名表記(2)」（『歴史教育論集』4、1983）。河日植「6世紀末 新羅의 力役動員体系 — 南山新城碑의 記載様式에 対한 再検討」（『歴史と 現実』10、韓国歴史研究会、1993）。朱甫暎「南山新城의 築造와 南山新城碑 — 第9碑를 中心으로」（『新羅文化』10・11、1994）。朴方龍「南山新城碑 第9碑에 対한 検討」（『美術資料』53、1994）。李銖勳「南山新城碑의 力役編成과 郡(中) 上人 — 最近에 発見된 第9碑를 中心으로 —」（『釜山史学』30、1996）。なお韓国古代社会研究所編『譯註 韓国古代金石文』II（駕洛国史蹟開発研究院、1992）には、李明植による第1碑から第8碑までの釈文と異釈の対照表が掲載されている。

7) 藤田亮策「朝鮮金石瑣談(一)」（『靑丘学叢』19号、1935）。田中俊明は既発見の碑文の釈文と歴名を検討し（『新羅の金石文 第5回～9回』（『韓国文化』5-11～6-5、1983～1984）、橋本繁は第10碑までの釈文と碑文の復元、歴名など築城役全般についての考察を行った（『中古新羅築城碑の研究』、『韓国朝鮮文化研究』12号、東京大学、2013）。

の基礎作業として、2013年8月、韓国・国立慶州博物館において碑石・碑文の調査を行った⁸⁾。本稿はその成果の一部であり、第4碑～第8碑、第10碑の積文を示し、それらの比較分析を試みるものである。

1 調査概要

筆者が積文の基礎資料とするのは、デジタル写真と肉眼観察である。碑文の判読には従来、拓本が多く用いられてきた。6～7世紀の新羅の碑文は碑面の研磨技術や書体、刻字の粗さ、摩耗などにより判読が困難であるため、それらをモノクローム表示によって筆画を浮き彫りにし、さらに現地から持ち帰って保管できる拓本が重視されてきた。しかしこうした拓本の特性こそが、碑面が持つ多くの情報を単純化し排除してしまうのも事実であり、碑文判読には、原碑文の観察と、拓本との比較が不可欠である。ただ原碑文は所蔵場所、管理状態などの諸事情から、常時閲覧が可能というわけではない⁹⁾。

こうした原碑文確認作業の代用となる資料の一つが、デジタル式写真撮影データである。同資料は拓本に比べ、いくつかの利点がある。まず写真は、撮影時に原碑と接触しないため、碑面損傷のリスクを限りなく低くすることができる。またデジタル撮影技術の発展により、その場で写真を確認し、取り直すことができる。さらに筆画を浮き彫りにするため、照明角度を変え、比較的短時間で多くの撮影が可能である。こうして同じ位置から照明を変えて撮影された写真は、幾種類の光の陰影によって多くの筆画データが得られる。例えば筆順の確認においても、抉られた部分を白一色で掘しとる拓本から読み取るのは困難であるが、光の陰影で碑面と筆画をなす溝を浮き立たせる写真であれば一定の成果が得られる。

新城碑は碑石・碑文がほぼ当時の状態で残っていると考えられる4基（第1、第2、第3、第9碑）¹⁰⁾と、その碑片（断碑）と考えられる6基に大別され、本稿で報告するのは後者である。これらが碑片（断碑）でありながら新城碑と断定される根拠の一つは、完形とされる4基に共通する冒頭の34文字「辛亥年二月廿六日南山新城作節如法以作後三年崩破者罪教事為聞教令誓

8) 調査にあたっては、国立慶州博物館のイ・ヨンフン館長、学芸員のペ・ヨンイル先生、閲覧時の担当者であるイ・ジョンウン先生に便宜を図っていただいた。感謝申し上げます。

9) 藤田亮策（前掲論文）がこうした指摘をしているが、その機会がなく拓本のみによって明らかなにしている。また韓国でも、任昌淳、崔永禧らが中原高句麗碑の判読作業時に指摘している（檀国大学校史学会『史学史』13（中原高句麗碑特輯号）、1979、54～55頁、137頁）。筆者もそうした立場から、原碑文の調査を行ってきた（『中原高句麗碑의 積読斗 内容의 意義』、『史叢』51、2000、4頁）

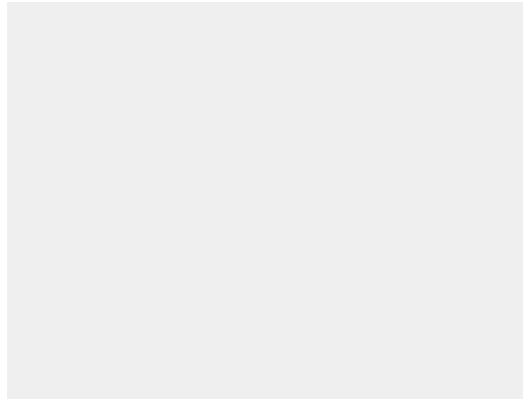
10) 第3碑については、現存の碑形から見ると完形のようなものであるが、碑文の内容から見ると、人名が次行へと続く可能性も否定できない。

事之」である。これら4基の碑文は、築城の担当者やその出身地、担当作業の距離がすべて異なるが、この文が必ず冒頭に記される。いっぽう碑片（断碑）のうち第4、5、7、10碑からこの34文字の一部が確認されている。さらにこの冒頭文が複数行にわたって残っている場合は、その位置関係から1行の文字数がおおよそ復元できる¹¹⁾。こうした復元案は碑石の規格を考える上で重要であり¹²⁾、これまでもいくつかの論文で触れられてきた¹³⁾。碑片は、碑文の内容においては完形の碑が伝える情報量に及ばないが、碑石の規格や書体など、新城碑を総体として捉える上で重要な情報源となる。本稿はその点を念頭に置きつつ、これらの先学に倣って積文表を示すことにした。次章では、順に碑の積文を示していく。

2 積文

1) 第4碑

南山新城の西の麓にある伝逸聖王陵付近で発見された。下部のみが残っている。第1、第2行目の冒頭文から換算した1行の文字数は16前後である¹⁵⁾。1-4に2文字が入るのは、第2碑の2-④（二月）の例にならったものである¹⁶⁾。ちなみに10-④～⑦は築城時の職名であり、新城碑の人名表記の原則から第11行に彼の名が登場するであろうこと、そして現存する第



第4碑（慶州博蔵）

-
- 11) 完形と考えられる新城碑の第1碑、第2碑、第3碑、第9碑は、物理的に刻字できない場合を除き、本文の第1文字目の高さが揃えられている。また各行の文字数にはばらつきがあるが1～2文字程度の差に収まるもので、復元案に大きな誤差がでるとは考えられない。
- 12) 朴方龍は第7碑（論文発表時は第8碑とみなされていた）を1行13文字とみなし、文字のある範囲（高）を約60cmと推定している。「南山新城碑 第8碑・第9碑에 대하여」（前掲論文）、91頁
- 13) 金昌鎬「新羅中古 金石文의 人名表記 (2)」（前掲論文、1983）。朴方龍「南山新城碑 第8碑・第9碑에 대하여」（『美術資料』42、国立中央博物館、1988）。4、5、7、10碑の積文をすべて復元案として最初に示したのは橋本繁である（前掲論文、2013）。
- 14) 右端の丸数字は現存碑文の文字を、左端のアラビア数字（斜体）は復元案による1行の文字数を示したものである。また太字は現存碑文に基づいて復元した冒頭文である。以下の積文表も同様である。
- 15) 金昌鎬「新羅中古 金石文의 人名表記 (2)」（前掲論文、1983）、8頁。橋本繁「中古新羅築城碑の研究」（前掲論文）、23頁
- 16) 新城碑は「一」や「二」といった画数の少ない数詞や、2文字からなる官位、職名が1文字のスペースに収まる例が多い。

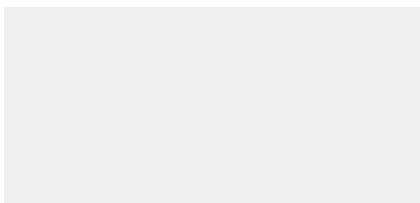
第4 碑积文表¹⁴

	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
1											之 作 辛
2											後 亥
3											三 年
4											年 二 月
5											崩 廿
6											破 六
7											者 日
8											罪 南
9											教 山
10	□										事 新 ①
11	次 次										為 城 ②
12	□ □	只 古	利 古	貝 邏	間 作						節 ③
13	小 □	尺 夜	幸 生	大 頭	教 節						如 ④
14	石 石	書 古	匠 村	舍 沙	令 如						法 ⑤
15	捉 捉	尺 生	尺 珍	善 喙	誓 法						以 ⑥
16	土 土	夫 作		支 弩	事 以						

10行の左側に文字が存在しないことから、碑文は第11行の途中で終了したものと考えられ、したがって碑石の幅は製作当時と同じだと判断される。

7-⑦：2文字を1文字のスペースに収めたもので、「城」と判読する意見が多いが、「作」の可能性も指摘されてきた¹⁷⁾。「城」はその前に登場する「古生」が地名であること、「作」は新城碑文に登場する職名「作上(人)」に基づくもので、いずれも文脈からみてその可能性はあるが、写真からは「作」と判読される。

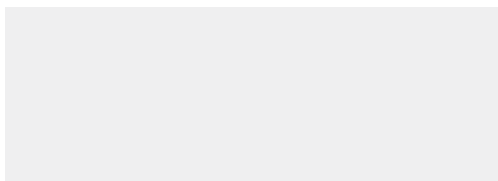
これとほぼ同じ書体が、第2碑の1-⑱に確認される。この字はいわゆる冒頭文に見える「以作後三年」の一部であるが、第2碑は「作後」のいずれかが脱落している。従来は脱落した文字は「作」であり、碑文の1-⑱は「後」だと考えられてきた¹⁸⁾。しかし第4碑の7-⑦と第2碑の1-⑱は筆画においてほぼ同じと判断でき、さらに7-⑦は文脈上「後」の入る余地はなく「作」と特定できる。だとすれば従来「後」とされてきた第2碑の1-⑱もまた「作」と見るべきであろう。管見の限りで



7-⑦ (慶州博蔵) 第2碑 1-⑱ (慶州博蔵)

は中国や日本にはこうした「作」の類例は見出せなかったが、当時の新羅における銘石体の一つと考えてよからう。

9-③、9-④、10-③：字画がはっきりしており、略字体と考えられるが類例を見出せなかった。9-④は「不」とする見方がある¹⁹⁾。



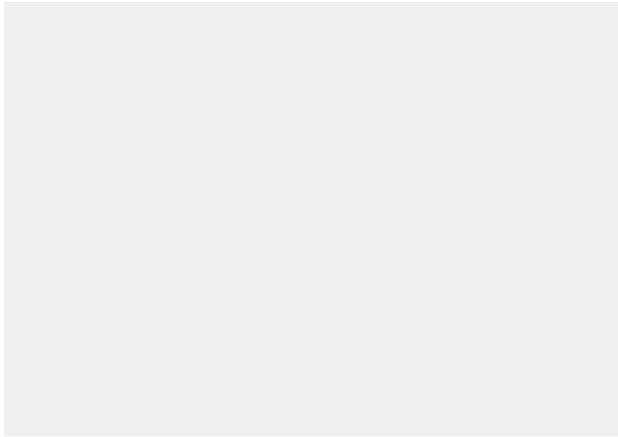
左10-③、右9-④ (慶州博蔵) 9-④ (慶州博蔵)

17) 李鍾旭「南山新城碑을 통하여 본 新羅의 地方統治体制」(前掲論文)、6頁。また橋本繁は积文表においては未積としたが、「作」の可能性を指摘している(「中古新羅築城碑の研究」、前掲論文、47頁)

18) 秦弘燮「南山新城碑의 綜合的考察」(前掲論文、18頁)以降、ほぼ定説となっている。

19) 橋本は「不」=「丕」とし「大」の意と解釈する(前掲、37頁)。

2) 第5碑



第5碑（慶州博蔵）

興輪寺の西を貫通する新道路工事中、民家の撤去の際に出たオンドル用の雑石を積み上げていた中から偶然見つかったものだという²⁰⁾。上部のみの碑片で、右端は干支「辛亥」から第1行であることが分かる。左端は現存の7-①の左隣に文字が確認できないが、第8行が存在した可能性もある。また第1、第2行目の冒頭文から、1行の復元文字数は21前後と判断される。

3-③~④：「幢主」と判読される。3-③は拓本や写真から左部（偏）が「十」と読め「巾」もしくは「巾」と判断され、右部（旁）の上部が「立」であるのは確実である。右下部は残存状態から「里」の蓋然性が高い²¹⁾。また3-④は筆画から「主」と読んで問題ない。以上の点から筆者は「幢主」と見てほぼ間違いないと考えるが、読めないとする意見も多い。道使と幢主はいずれも新羅の京位所持者の官職で、道使は中央から派遣される地方官であり、幢主は幢を単位とする軍団の指揮官である。6世紀の新羅の碑文には「官職+所属部+名前+官位」という人名表記の原則があり、これに基づいて解釈すれば、道使と幢主は3-⑤以降に登場する人名²²⁾の兼任ということになる。

第5碑 積文表

	7	6	5	4	3	2	1	
1	另	文	□	同	道	崩	辛	①
2	□	尺	城	村	使	破	亥	②
3			一	徒	□	幢	者	年
4			利	士	□	主	罪	二
5			□	加	士	喙	教	月
6					同	部	事	廿
7					□	吉	為	六
8						文	聞	日
9						□	教	南
10							令	山
11								誓
12								事
13								之
14								作
15								節
16								如
17								法
18								以
19								作
20								後
21								三
								年

20) 朴方龍「南山新城碑・月城垓字碑の再解析」（『木簡斗 文字』8、韓国木簡学会、2011）、77~78頁

21) 「里」とみなす場合、「土」の横画が左に突き抜けていない点が問題となる。ただ碑面の状態から考えて無理に刻字しなかったということも考えられ、全体の字形として最も近いのは「幢」である。

22) 3-⑦から始まる文字が人名にあたるものと考えられる。

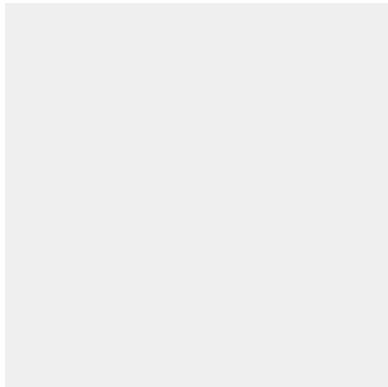
4-①、4-⑥：4-①は「向」と判読されることが多いが「同」の可能性²³⁾も指摘しておく。

5-①：「歩」とする意見もあるが写真からはそう見えない。上部（冠）は「竹」や「屮」、下部（脚）は「卩」や「卩」のように見える。略字体と思われるが類例を見出すことができなかった。「部」の略字として「卩」が用いられる例から「部」なども候補となるが、はっきりしない。

5-③：「作」、「促」、「徒」などと読まれるが、右部の縦画が最上段の横画より突き出ていること、最下段の横画が跳ね上がっており「払い」に見えること、縦画の下段は「払い」を突き抜けているのではなく次の「上」の縦画とつながっていると判断されること、などから「徒」と判読される²⁴⁾。



3) 第6碑



第6碑 (慶州博蔵)

第6碑 釈文表

3	2	1	
	□	工	①
	尺	尺	②
□	豆	同	③
豆	婁	村	④
	兮	□	⑤

1970年代初め（1974ごろ）、国立慶州博物館が骨董商から購入したものであるという²⁵⁾。碑文は人名が列記されたものである可能性があるという程度で、新城碑と直接結びつく根拠は薄い²⁶⁾、従来通り第6碑として扱っておく。

1-④：木偏の存在が従来から指摘されているが、

23) 尹善泰「新羅 中古期の 村斗 徒」(『韓国古代史研究』25、2002)、139-140頁

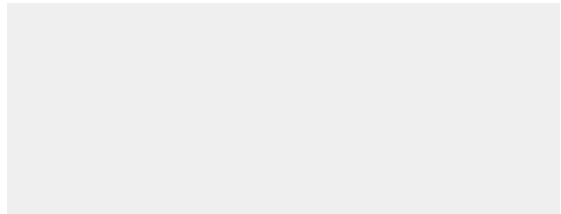
24) 橋本繁は「徒」と読み、碑文において築城役を担った集団は、村出身の「作上人」と、城出身の「徒上人」に区別されるとする(『中古新羅築城碑の研究』、前掲論文、33-35頁)。なお「徒上人」は827年(唐宝暦2、新羅興徳王2)に製作された中初寺址幢竿支柱の銘に役(職)名として登場する。これについては李文基「新羅南山新城築城役の「徒上人」分団」(『碩啓尹容鎮教授停年退任記念論叢』、1996)を参照。

25) 朴方龍「南山新城碑・月城亥字碑の再解析」(前掲論文)、78頁。発見場所は塔洞識恵谷付近の民家だとする。

26) 朴方龍は南山新城の西南山地域の出土と推定され、新城碑と見て間違いのないとする(「南山新城碑・月城亥字碑の再解析」、前掲論文、78頁)。

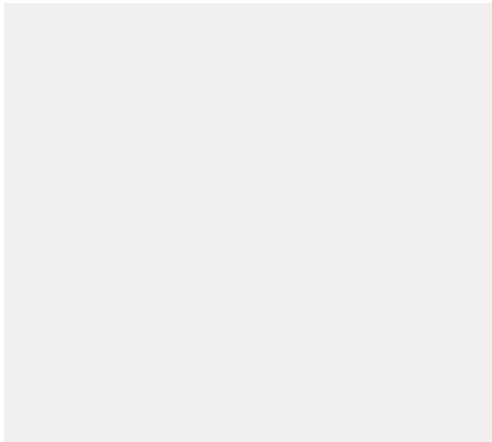
木偏の右払いの横に残る「ニ」から、村の可能性が考えられる。

2-④：「安」(婁の略字体)と、読めないとする意見があるが、「安」で問題ないと思われる。2-⑤は上部は「ソ」、下部が「丁」と読め、「兮」の略字体と見て問題ない。



1-④ (慶州博蔵) 2-④ (慶州博蔵) 2-⑤ (慶州博蔵)

4) 第7碑



第7碑 (慶州博蔵)

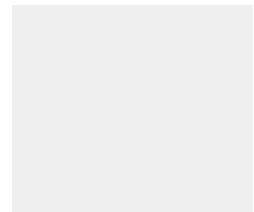
南山蟹目嶺(南山新城内)にある民墓(薛氏墓)の基壇の部材であったもので、城内で見つかった最初の碑石である²⁷⁾。

碑片には共通の冒頭文が3行にわたって刻まれている。特に判読すべき文字はないが、文字の位置関係に基づくと、1行の文字数は13前後となる。

第4行の文字が4-⑥に確認される。これを「舍」とする意見があるが、写真からは上部の右払いと、下部の「コ」(口の右半分)のみ確認できる。「舍」も候補の一つとなり得るが、合や含などの可能性もあり断定しかねる。

第7碑 積文表

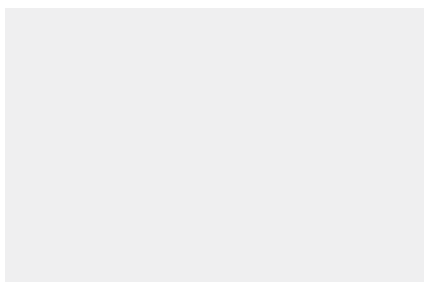
	4	3	2	1	
1		事	節	辛	
2		為	如	亥	①
3		聞	法	年	②
4		教	以	二	③
5		令	作	月	④
6		誓	後	廿	⑤
7	□	事	三	六	⑥
8		之	年	日	⑦
9			崩	南	
10			破	山	
11			者	新	
12			罪	城	
13			教	作	



4-⑥ (慶州博蔵)
(左端の欠落部分。右は「事」)

27) 朴方龍「南山新城碑 第8碑・第9碑에 대하여」(前掲論文)、90頁。

5) 第8碑



第8碑 (慶州博蔵)

第8碑 積文表

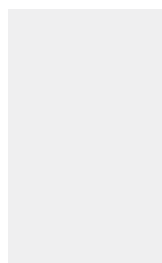
1	
奈	①
日	②

南山新城の北門址付近で見つかった。「奈日」の2文字が広い面に刻まれた碑片で、発見当初から新城碑とすべきかどうかの議論があったが、城内で発見された点、積極的にこれを否定すべき見解もない点から、一応新城碑の一つとされている²⁸⁾。

6) 第10碑

2000年5月18日、慶州文化財研究所による地表調査中、南山の北約1.1 kmにある田の畦畔で発見された²⁹⁾。

復元案による第1行目の文字数は13前後で、これは第7碑と同じである。第3行までは冒頭文の一部であり特に判読すべき文字はないが、第4行にも文字が確認され、このうち4-④は「受」と判読される。



第10碑 4-④

第10碑 積文表

	4	3	2	1	
1	<input type="checkbox"/>	事	節	辛	①
2	<input type="checkbox"/>	為	如	亥	②
3	<input type="checkbox"/>	聞	法	年	③
4	受	教	以	二	④
5	<input type="checkbox"/>	令	作	月	⑤
6		誓	後	廿	
7		事	三	六	
8		之	年	日	
9			崩	南	
10			破	山	
11			者	新	
12			罪	城	
13			教	作	

3 碑片の比較

前述のように、碑片の積文は碑文のごく一部に過ぎず、内容を正確に把握するのは困難であるが、それ以外においても比較・検討すべき点がある。本章ではそれらについて検討してみたい。

1) 碑石の規格

復元案から碑文の1行の文字数を比較すると、13字前後(第7、10碑)、16字前後(第4碑)、

28) 朴方龍「南山新城碑 第8碑・第9碑에 對하여」(前掲論文)、91~93頁。「南山新城碑・月城核字碑의 再解析」(前掲論文) 79~80頁

29) 国立慶州文化財研究所『浦項中城里新羅碑』、2009、72頁。拓本の写真は同書による。

21字前後（第5碑）と差が見られる。完形の第1碑（20字）、第2碑（18字）、第3碑（最大18字）、第9碑（最大17字）は字数が近接しているが、異なるという点では同じであり、復元値には最大で8文字の差が出る。1行の文字数には特に細かな規定がなかったものと思われるが、これは碑石の規模にも一定の影響を及ぼすであろう。

第1～10碑の現存部分の実測値は、以下の通りである³⁰⁾。

ほぼ完形と認められる第1～3、9碑は、高80～121 cm、幅23～47 cm、厚5～16.5 cmと数値に差があり、碑石の製作がそれほど厳正な規格に基づいてはなかったものと判断される³¹⁾。これは各碑石が異なる製作集団もしくは人物によって製作された可能性を示唆する。いっぽう厚さは現状のものが製作当時と同じである根拠は乏しいものの、いずれも高さや幅に比べて薄く、単独で立てるには不安定な印象を受ける。

各碑の1行の字数

碑名	1行の字数
第1碑（最大値）	20
第2碑（最大値）	18
第3碑（最大値）	18
第4碑（復元値）	16前後
第5碑（復元値）	21前後
第6碑	不明
第7碑（復元値）	13前後
第8碑	不明
第9碑（最大値）	17
第10碑（復元値）	13前後

南山新城碑石の実測値（単位：cm）

碑名	高	幅	厚
第1碑（完）	91	最大44	5～14
第2碑（完）	121	上28, 下26, 最大47	7～14
第3碑（完）	80.5	上30, 下23	10
第4碑（片）	左51, 右39	上部34, 下部32	3.5～3.9
第5碑（片）	22	20	データなし
第6碑（片）	20	9	7
第7碑（片）	25	18.5	4.3～5.5
第8碑（片）	22.5	22.2	4.3～5.2
第9碑（完）	90	最大39.0	16.5
第10碑（片）	27.9	16.5	13

2) 碑面

完形の4基を含め、これまで見つかった新城碑の碑面には文字を区画する界線が見られない。ただ文字の縦横の並びはおおむね整然としており、一定の規則性を維持している。いっぽう肉

30) 実測値は『訳注韓国古代金石文(Ⅱ)』(前掲)や国立慶州博物館『文字로 본 新羅』(特別展図録、2002) 所載の数値、そして筆者の略測値に基づく。

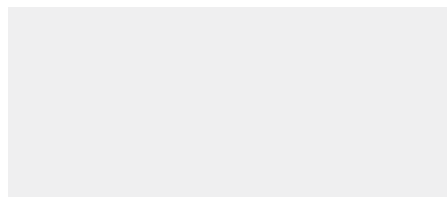
31) 秦弘燮も、第1碑から第4碑までの考察を通じ、同様の指摘をしている(「南山新城碑의 総合的考察」(前掲論文)、39頁)

眼観察によると、碑面の研磨は粗く、数ミリ単位の凹凸が細かく残っている。これらは当然ながら刻字の障害となり、こうした条件下で、書を記さずに刻字から始めるのはやはり困難であったと考えられる。したがって碑面には、刻字に先立って朱または墨で文字が書写されたと見るべきであり³²⁾、碑文の作成には碑面に書を記す書者と、その書をなぞって刻む者（刻者）の存在が想定される。

3) 書体

次に、各碑文の冒頭文に共通する文字を中心に比較しておく。

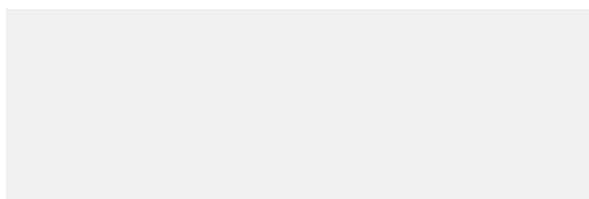
「為」は第5碑と第10碑とでは、草書と行書の差がはっきりと出ている。



第5碑 2-⑦ (慶州博蔵)

第10碑 3-②

「教」は、左上部はいずれも略体であるが、第4碑の「子」の縦画の鈎（はね）がゆるやかな曲線を描く隸書風であるのに対し、5碑と10碑は全体として右上がりで楷書の趣を呈している。

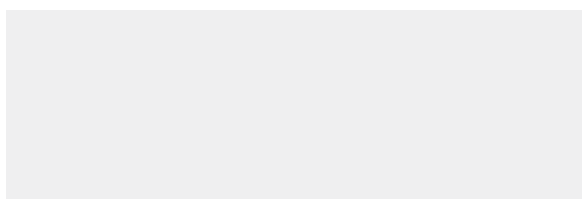


第4碑 2-④
(慶州博蔵)

第5碑 2-⑤
(慶州博蔵)

第10碑 3-④

「作」は第4碑の右部が特徴的であるのに対し、第7碑・10碑はおおむね正字体に近い。



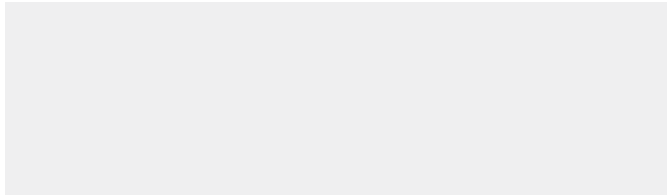
第4碑 7-⑦
(慶州博蔵)

第7碑 2-④
(慶州博蔵)

第10碑 2-⑤

32) 無論、碑文の碑面への書写においても悪条件であったことは変わらない。

「事」は、第4、5、7碑が「口」を点で省略しているのに対し、第10碑は筆画がおおむね確認できる。



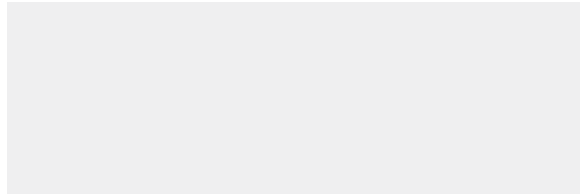
第4碑 2-⑦
(慶州博蔵)

第5碑 2-⑥
(慶州博蔵)

第7碑 3-⑥
(慶州博蔵)

第10碑 3-①

「法」はさんずいの省略や右下部の「ム」の形に差が見られる。

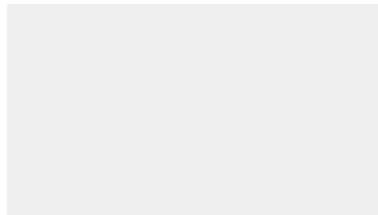


第4碑 1-⑥
(慶州博蔵)

第7碑 2-②
(慶州博蔵)

第10碑 2-③

「喙」は第4碑と第5碑では、右下部の縦画（弯）の反り、そして払いの画数に差が出る。



第4碑 3-⑥
(慶州博蔵)

第5碑 3-⑤
(慶州博蔵)

このように比較が可能な第4、5、7、10碑の書体は様々で、筆画は隸・草・楷・行が部分的に混入している様相が確認できる。少なくとも碑片に刻まれた書体からは、上記の各書体を系統立てて学んだことを想定しがたい。また第5碑には筆画の省略の度合いが強く、第10碑は省略の度合いが弱く正字体に近いなど、碑別の特徴も見出せる。ただ碑文は短文であり、書者が入れ替わった可能性は考えにくい。碑文ごとに異なる書者がおり、それは一人であったと考えてよいと思われる。

おわりに

以上、南山新城碑とされる碑片のうち、新城碑であることが確実な第4、5、7、10碑の4基の比較・検討から、4基は厳正な規格製品とは言えないこと、碑文の書者は碑ごとに異なること、そして碑文の作成においては碑面への書写と刻字という二つの工程が存在した可能性が高いことを指摘した。これによって新城碑1基に対し、碑石の製作、碑文の書写と刻字という、三つの工程を行った人物の存在が確認できたわけであるが、この工程に携わったのはどのような人物であろうか。

その第一候補として挙げられるのはやはり各碑文の登場人物であろう。先学の指摘するごとく、碑文には都や地方からかり出され、南山新城築造の役を担当した人物の名が列記されている。完形の碑文を含め、彼等の名や出身地は碑ごとに異なっており、同じ碑文においても出身地を異にする者がいたが、碑文には彼等が共に築城作業を行った距離が記されている。つまり彼等は現場において同じ区間で共同作業を行っていたのであり、各碑文の登場人物は、一つの作業単位集団（分団）であったと言えよう³³⁾。碑石が作業区間の近辺に立てられていた可能性が高いことや、区間ごとに異なる役夫の人名を碑に刻む作業の効率面からも、石工や識字者を拘えた各集団が個別に製作（作成）したと考えるのが自然であろう。この点については完形である第1～3、9碑を考察した後、あらためて検討したい。

33) 先学によれば、彼等は現場の作業員だけではなく、役夫の動員を担当した者など異なる役割を果たしたグループに分類されるという。